

九州文化学園歯科衛生士学院 学校関係者評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学院は、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果の客観性・透明性を高め、教育活動の向上と学校運営の改善を図るため委員会を設置する。

(役割)

第3条 委員会は、教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえ、多面的に評価を行い、その結果を学院長に報告する。

(業務)

第4条 委員会は、前条の定める役割を達成するため、学院長の諮問に基づき次の業務を行う。

- (1) 各種の資料の検証
- (2) 学校諸活動の観察等
- (3) 自己評価結果の評価
- (4) 今後の改善策の評価
- (5) 学校の重点項目や自己評価項目の評価
- (6) 学校運営の改善に向けた実際の取組の評価

(構成)

第5条 委員会を構成する委員は5名以上とし、次に掲げる者の内から学院長が委嘱する。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士
- (3) 地域住民
- (4) 教育に関し知見を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

また、任期中退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第7条 委員会は学院長が招集し、運営にあたる。

2 学院長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

ただし、委員に事故があるときは、代理の者が出席できることがある。

4 会議は年度内2回（8月・2月）とする。

(活用)

第8条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、次年度の事業計画に改善策を組み込む等、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(公表)

第9条 学院長は、学校関係者評価結果について、広く社会に公表しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員は、その職務に関して知りえ得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学校関係者評価委員会の議を経て、学院長が実施する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。